2012（平成24）年度 沖縄県公文書館特別企画

復帰 40 周年記念特別展

日本復帰への道

The Road to Reversion to Japan

会期 2012（平成24）年5月15日（火）～ 8月19日（日）

沖縄県公文書館 展示室

目　次

特別展によせて　2

Ⅰ．琉球処分と〈ヤマト世〉　3
　1．沖縄県の誕生　3
　2．明治政府と近代化　4
　3．戦争への道　4

Ⅱ．沖縄戦と〈アメリカ世〉の始まり　5
　1．〈ヤマト世〉の終わり　5
　2．新たな時代の幕開け　6
　3．〈冷戦〉と日本からの分離　6

Ⅲ．アメリカによる統治体制の強化　7
　1．〈太平洋の要石〉と〈島ぐるみ闘争〉　7
　2．〈民主主義のショーウィンドー〉　8
　3．軍事優先政策の弊害　8

Ⅳ．復帰運動　9
　1．あいまいな地位　9
　2．〈祖国への道〉　10
　3．さまざまな復帰論　10

Ⅴ．日米による沖縄返還交渉　11
　1．交渉の始まり　11
　2．*1969年*－米側の交渉戦略　12
　3．財政交渉　12

Ⅵ．復帰への道～最終章　13
　1・2．制度調整と県政移行　13
　3．複雑な思い　14

Ⅶ．新生沖縄県　15
　1．*1972．5．15*　15
　2．復帰と経済　16
　3．基地従業員の大量解雇　16
　4．海洋博と社会変化　17
　5．ナナサンマル　17
　6．残された基地問題　18
　7．沖縄振興策　18
　8．明日への〈選択〉　19

主な出来事　20
その他の展示資料一覧　21・22

凡　例

1. 本図録は、復帰 40 周年記念特別展「日本復帰への道」の展示図録です。
2. 図版は、展示資料 192 点の中から 86 点を掲載しています。
3. その他の展示資料一覧のタイトルは、資料に記されている原タイトルを採用し、タイトルが不明又は表現上不適切と思われるものについては［ ］を付けて当館で作成しています。
4. 展示資料は、一部を除いて、閲覧室で閲覧することができます。資料コードによって閲覧申請して下さい。

主な参考文献

『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社、1983 年
『概説 沖縄の歴史と文化』沖縄県教育委員会、2000 年
我部政明『沖縄返還とは何だったのか』日本放送出版協会、2000 年
中野好夫、新崎盛暉『沖縄戦後史』岩波書店、1976 年
比嘉幹郎『沖縄 政治と政党』中央公論社、1965 年
宮城悦二郎『占領者の眼』那覇出版社、1982 年
宮里政玄『日米関係と沖縄』岩波書店、2000 年

特別展によせて

沖縄県公文書館では、沖縄の日本復帰 40 周年にあたる今年、特別展「日本復帰への道」を開催することになりました。

沖縄は、1879（明治 12）年の廃藩置県により日本国の一県としての歩みを始めました。しかし、沖縄戦での米軍の上陸とともに発せられた海軍軍政府布告により日本の行政権は停止され、アメリカによる統治が始まりました。連合国に無条件降伏した日本は、1952（昭和 27）年の講和条約で国際社会への復帰を果たしますが、沖縄は引き続きアメリカの施政権下におかれることになりました。27 年間におよんだアメリカ統治時代、沖縄では日本への復帰を求めてさまざまな運動が展開されました。そして 1972（昭和 47）年、ついに日本への復帰を果たします。

今回の特別展では、その日本復帰をテーマに、戦前の〈ヤマト世〉から戦後の〈アメリカ世〉を経て、再び〈ヤマト世〉へ戻る道のり、そして復帰後の沖縄の歩みを振り返ります。住民の間で〈祖国日本〉という意識はどのように芽生えていったのか、アメリカ統治下で県民が求めたものは何か、復帰して変わったもの、変わらなかったものは…。

「日本復帰への道」――。

私たちの〈過去〉は〈現在〉につながり、〈現在〉はまた〈未来〉へとつながっています。ここでご紹介するさまざまな記録は、沖縄が歩んできた〈道〉に記された足あとであり、過去を検証する上で欠かせないものです。この展示会が、沖縄県民が歩んできた道を見つめ直し、沖縄の未来を主体的に展望できる機会となれば幸いです。

2012（平成24）年5月15日

沖縄県公文書館長 **本間　勝**

Ⅰ．琉球処分と〈ヤマト世〉

今からちょうど 140 年前の 1872（明治 5）年、明治政府によって、それまで独立国家として約 450 年間続いた琉球国が解体され、琉球藩が設置されました。その 7 年後の 1879（明治 12）年には廃藩置県により、琉球藩が廃止され沖縄県が誕生しました。

その後、日本は〈富国強兵〉〈殖産興業〉のスローガンの下、近代国家作りに力を入れ、沖縄も例外なくその体制に組み込まれていくことになります。そして、さまざまな分野で近代化を達成した日本は、やがて日清戦争、日露戦争で勝利し、第 1 次世界大戦では戦勝国の一員になったことで大国の仲間入りを果たします。その後も日中戦争、第 2 次世界大戦と戦争の道をつき進み、ここ沖縄は第 2 次世界大戦の最後の決戦場となりました。

ここでは、琉球処分から第 2 次世界大戦開戦までの約 70 年間、つまり琉球国の終焉から大日本帝国下の〈ヤマト世〉への世替わりの中で、〈日本人〉になっていく過程を紹介します。

1．沖縄県の誕生

1879（明治 12）年、日本の一県となった沖縄でしたが、行政は、鍋島直彬（なべしまなおよし）（初代）、上杉茂憲（うえすぎもちのり）（第 2 代）ら中央から派遣される県令（後の県知事）を中心に行われました。

廃藩置県の後は、琉球処分に不満をもつ士族や、先島分島問題で緊張関係にあった清国への配慮などから、明治政府は急激な改革を避け、琉球国時代の〈旧慣温存〉の施策を図る慎重な姿勢をとりました。一方で、学校の設立や教科書『沖縄對話』を使用した日本語教育など、日本人としての教育に力を入れていきました。

1895（明治 28）年、日清戦争での勝利により、両国間で懸案となっていた先島分島問題が解決すると、明治政府は沖縄の同化政策に力を入れるようになります。その後沖縄は、急速に日本の国家体制に組み込まれていきました。

明治12年 琉球藩処分官一行 1879（明治12）年 熊谷次郎 T00021952B
松田道之、内務大書記官（前列左より3番目）他8名により、琉球藩が廃止され、沖縄県が設置された。

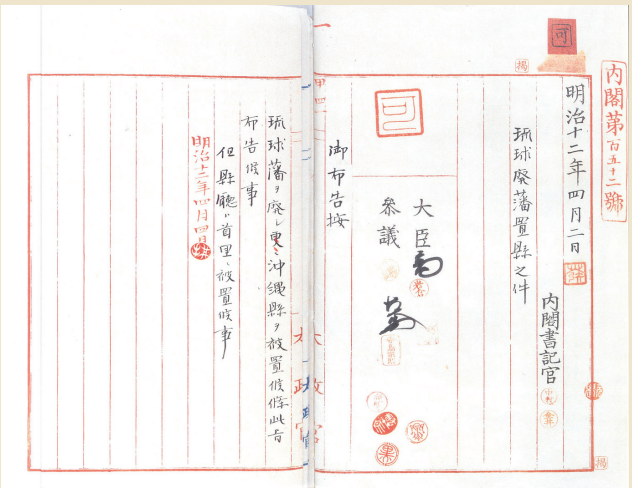

公文録 明治 12 年 4 月各局 内閣書記官局［琉球藩ヲ廃シ沖縄懸ヲ置ク］1879（明治 12）年 4 月 4 日 国立公文書館 0000044390

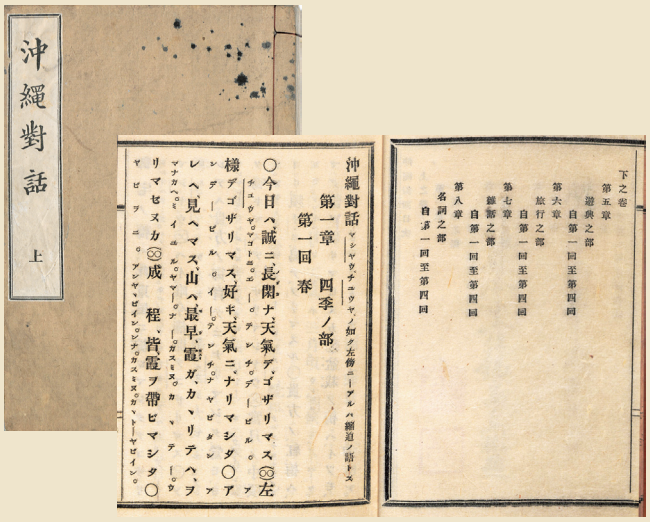

沖縄對話 1880（明治 13）年 沖縄県学務課 T00016128B

廃藩置県翌年の 1880（明治 13）年に刊行された上下巻の日本語教科書。四季之部、学校之部、旅行之部、雑話之部など、場面に応じて沖縄方言の日本語訳を付している。

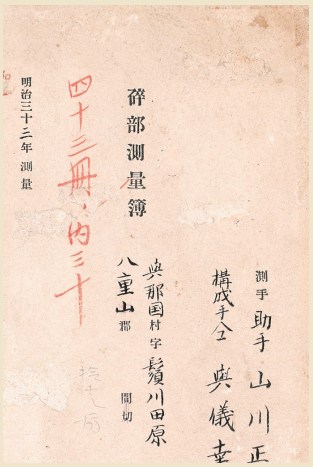

碎部測量簿 八重山郡與那國村字髮川田 1900（明治 33）年 臨時沖縄県土地整理事務局 0000077108

地籍整備・土地整理事業では、土地の処分（所有権の決定）や測量及び地価の査定等が行われ、その成果をもとに土地台帳が調整され、地租改正が行われた。

記念帖 年代不明 臨時沖縄県土地整理事務局 T00022298B

日本本土で実施された地租改正に遅れること 26 年、1899（明治 32）年明治政府は沖縄における同事業を「土地整理事業」として実施した。これは事業の終了を記念して刊行されたものと思われる。

2. 明治政府と近代化

明治政府による同化政策は国家の近代化と並行しておし進められ、沖縄にもその波が押し寄せました。その一つが徴兵制度と税制改革でした。1898（明治31）年の「徴兵令」による日露戦争へ出兵、1899（明治 32）年の「土地整理事業」による個人の土地所有認可とそれに伴う課税など、新制度により人々の生活も大きく変化していきました。

一方、沖縄と本土の民衆の間では、偏見と反発が行き交う、感情的なあつれきが生じていました。そのような中、言論人は、さまざまな主張を展開しました。例えば、太田朝敷（おおたちょうふ）（「琉球新報」創設者）は、日本人と同等の市民権を得るためには、外形上も日本人同様ふるまうべきとし、クシャミですら彼らをまねよ、とする〈同化論〉を強く主張しました。また、伊波普猷（いはふゆう）は、日本人と沖縄人はその源を同じくするという、「日琉同祖論」を唱えながらも、沖縄固有の文化や歴史を検証し、そこに高い価値を見出していきます。

食料増産決戦記 1943（昭和 18）年 0000066088

太平洋戦争間近の世界情勢を把握する講義に始まる食糧増産運動の様子を写真とともに綴った記録

感謝状 1942（昭和 17）年宮城文関係文書（辞令書等）0000048794

軍の指導により結成された女性による国防活動団体である、大日本国防婦人会からの感謝状

3. 戦争への道

近代化によって社会制度や資本の整備が進み、経済の面でも政府の政策と砂糖需要の高まりを背景に一時的な好景気も味わった沖縄でしたが、1918（大正7）年の第1次世界大戦の終結と1929（昭和4）年の世界大恐慌により、人々は「ソテツ地獄」と称される厳しい貧しさにさらされることになりました。

そのような中、1930（昭和5）年、第22代知事に就任した井野次郎（いのじろう）は、沖縄初となる「沖縄県振興15ヵ年計画」を策定、貧困の解消に挑みます。しかし、その時期は日本が「国家総動員法」の下、戦争に突き進んでいた時期でもあり、計画は頓挫してしまいます。太平洋戦争開戦の1941（昭和16）年には、食糧増産が国家命題となり、沖縄でも大がかりな増産運動が繰り広げられました。

そして1944（昭和19）年、沖縄は日本本土防衛の拠点と位置づけられ、その後に続く沖縄の命運を決定づける戦いに巻き込まれていくことになります。その年の10月10日、第2次世界大戦の波がついに沖縄に押し寄せました。

10.10空襲 1944（昭和19）年10月10日ゴードン・ワーナー文書 0000007141

Ⅱ. 沖縄戦と〈アメリカ世〉のはじまり

1945（昭和 20）年 3 月、米軍がついに沖縄に上陸しました。日本本土防衛の最後の〈砦〉とされた沖縄では、その後約 3 カ月にわたって日米両軍による激しい戦闘が繰り広げられました。

沖縄戦は日米双方で 20 万人もが命を落とす壮絶な戦いでしたが、県民も約 4 人に 1 人が犠牲になりました。沖縄戦の特徴の一つは、軍人よりも民間人のほうに多くの犠牲が出たことでした。また、混乱する戦場においては自国軍によって住民が殺害されたり、死に追い込まれたりする出来事も発生しました。大日本帝国の一員として戦争の一端を担った沖縄でしたが、このような悲惨な経験から、戦争を生き抜いた人々は「2 度と戦争はしてはいけない」という思いを強く抱くようになりました。この戦争体験を抜きに戦後の沖縄社会を考えることはできません。

日本とは歴史も文化も制度も違う〈アメリカ世〉の下、人々は何を思い、どう行動したのでしょうか？ ここでは、敗戦から講和条約締結までの占領期の沖縄社会の変遷を紹介します。

1. 〈ヤマト世〉の終わり

米軍は 1945（昭和 20）年 3 月に沖縄に上陸すると海軍軍政府布告第 1 号「権限の停止」（通称「ニミッツ布告」）を公布し、住民に対して日本の行政権が停止されたことを通告しました。

その後、約 3 カ月にわたる死闘の末に沖縄戦で勝利をおさめた米軍は、すぐに日本本土攻略の準備に取り掛かりました。しかし、8 月 15 日、大日本帝国政府が「ポツダム宣言」を受諾して無条件降伏したため、第 2 次世界大戦は終結することになりました。

9 月 7 日、沖縄では現地軍同士による降伏文書調印式が行われ、沖縄戦が正式に幕を閉じました。ここに、琉球処分から約 70 年に及んだ〈ヤマト世〉が終わりを告げました。

防空壕、通り、壊れた壁、何もない敷地 1945（昭和 20）年 米空軍
写真 0000013371（14-11-3）

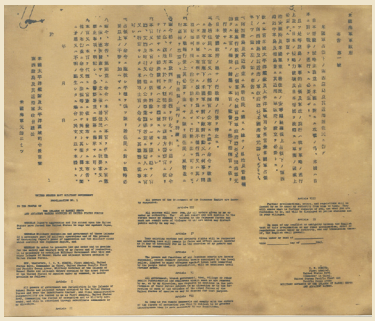

米国海軍軍政府布令第1号（ニミッツ布告）1945（昭和 20）年
0000071118

米軍は進軍を続ける中、行く先々で同布告を掲示し、日本の行政権が停止されたことを住民に通告していった。

琉球の降伏 1945（昭和 20）年
米陸軍写真 0000013345（02-49-1）

嘉手納基地内の米第 10 軍司令部にて降伏調印式が行われた。

日本軍が降伏したことを通訳から聞き喜ぶ沖縄の地元民
1945（昭和 20）年 8 月 15 日 米海兵隊写真
0000013393（79-16-1）

［沖縄諮詢会のメンバー］年代不明 照屋榮一文書 0000026526

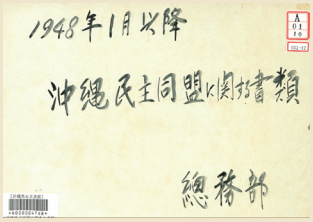

沖縄民主同盟に関する書類
1948（昭和 23）年 1 月～ 沖縄群島政府総務部行政課 0000062820

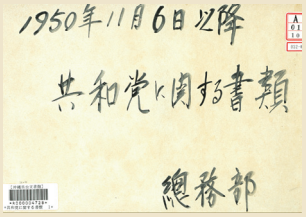

共和党に関する書類
1950（昭和 25）年 11 月 6 日～ 沖縄群島政府総務部行政課 0000072859

新たに結成された政党では、米軍を日本の軍国主義からの解放軍とみなし独立を求める考えや日本復帰を望む声、国連による信託統治を望む声など、多様な主張が見られた。

3.〈冷戦〉と日本からの分離

アメリカは、日本の降伏以前から、戦争に勝った場合の沖縄の処遇をどうするか議論していました。その中で軍部は、太平洋地域の安全保障を確保するためには沖縄をアメリカの信託統治下におくべきだと主張していました。

1946（昭和 21）年 1 月 29 日、日本占領軍の最高司令官であるマッカーサーは、北緯 30 度以南の南西諸島を日本から分離する決定を下しました。その結果、沖縄は本土とは全く違う道を歩むことになります。日本本土で実施された、新憲法の発布を含む数々の民主化政策は、沖縄には適用されませんでした。

中国へ売却される米軍の戦時余剰品
1946（昭和 21）年 10 月 31 日 米海軍写真 0000070749（115-15-3）
ここでの中国とは、当時、中国内戦で共産党と戦っていた蒋介石率いる国民党のこと。沖縄から米軍物資が売却された。

2. 新たな時代の幕開け

日本がポツダム宣言を受諾した日と同じ 8 月 15 日、米軍は各収容所から戦前の県会議員や校長などを呼び集め、米軍政府への諮問機関である「沖縄諮詢会」を設置しました。9 月 20 日には、沖縄本島の収容地区で初めての選挙（市会議員選挙）が実施されました。この選挙では、戦前を通じても初めて女性に参政権が与えられるなど、人々に民主国家アメリカを実感させるものでもありました。

沖縄諮詢会は 1946（昭和 21）年 4 月に「沖縄民政府」に改編され、本格的な住民自治組織が発足しました。やがて、政治的な営みも活発になり、「沖縄民主同盟」「沖縄人民党」「社会党」「民主党」「共和党」など、政党が次々と結成されました。人々は戦後の沖縄のあり方について活発に議論を交わしました。

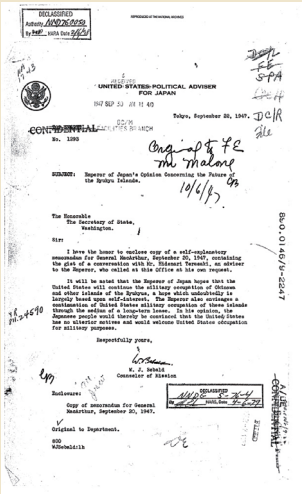

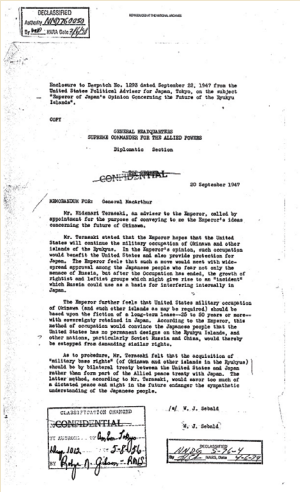

Emperor of Japan´s Opinion Concerning the Future of the Ryukyu Islands
1947（昭和 22）年 9 月 22 日 米国務省文書 0000017550
通称「天皇メッセージ」。同文書は、沖縄の処遇が検討されていた時期、アメリカ政府に伝えられた沖縄の米軍事占領に関する天皇の見解。内容は概ね以下の通り。（1）米国による琉球諸島の軍事占領の継続を望む。（2）上記（1）の占領は、日本の主権を残したままで長期租借によるべき。

やがて、ソ連による原爆開発、中華人民共和国の成立など、東アジアにおける共産主義諸国との〈冷たい戦争〉が激しさを増してくると、アメリカは当初の日本非武装化の方針を捨て、日本を軍事的同盟者として育成する方向へと方針転換しました。その方針の柱となったのが、〈日本の再軍備〉〈米軍駐留〉のほか、〈沖縄の分離支配〉でした。

この基本方針に基づいて、沖縄では基地建設が本格化し、米軍政府の民政府への改編、地元中央政府の設置など、長期安定統治のための足固めが進められました。

そして、1952（昭和 27）年、日本が講和条約によって独立国として国際社会に復帰した時、沖縄は正式に日本から分離され、アメリカの施政権下に置かれることになりました。

Ⅲ. アメリカによる統治体制の強化

アメリカ政府は、沖縄の基地を半永久的に使用する方針を固めると、本格的な恒久基地建設に取りかかりました。そして、1952（昭和 27）年の講和条約で正式に沖縄の施政権を獲得すると、次々に布令を発して土地の強制収用を開始しました。しかし、こうした強硬政策はやがて住民からの反発を招き、効果的な基地の運用にも支障をきたすようになります。そこで米軍はさまざまな施策を実施して、統治体制の安定化を図ろうとしました。

しかし、米軍がいかに統治体制を安定化させようとしても、軍事を優先させる政策には違いなく、統治者と被統治者の利害が対立することがしばしばでした。

ここでは、講和後のアメリカの軍事優先政策とそれがもたらした住民生活へのさまざまな影響を中心に紹介します。

1.〈太平洋の要石〉と〈島ぐるみ闘争〉

1952（昭和 27）年の講和条約後、軍用地使用の法的根拠を確固たるものにするため、米軍は地主と正式に契約を結ぼうとしました。しかし、米軍が提示した地代の安さと契約期間の長さなどにより、当初、契約に応じる地主はほとんどいませんでした。そこで米軍は、新たな布令を発して、1953（昭和 28）年の真和志村安謝・銘苅や小禄村具志を皮切りに、武装兵を出動させて次々と土地を接収していきました。

1954（昭和 29）年3月、米軍政府は、接収した軍用地に対しては地料を一括で払うという方針を発表しました。これを土地の買い上げと見た住民は一斉に反発し、方針を撤回するよう要請しました。しかし、1955 年には伊江村真謝、宜野湾村伊佐浜などで強制収用が実施されました。

1956（昭和 31）年6月、米軍による軍用地政策をおおむね是認する米国議会の勧告が出されると、激しい反対運動がまたたく間に沖縄全土に広がりました。この〈島ぐるみ闘争〉は、日本復帰運動とも相まって激しさを増していきました。これを受けて、米当局は 1958 年頃から沖縄統治政策の見直しに着手しました。その中で、沖縄の米軍基地を集約して、施政権を返還するという「飛び地」返還構想も浮上しました。

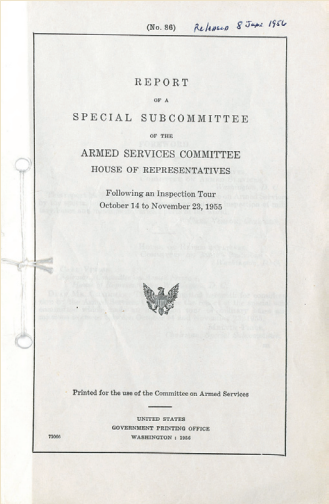

(No. 86)

REPORT
OF A
SPECIAL SUBCOMMITTEE
OF THE
ARMED SERVICES COMMITTEE
HOUSE OF REPRESENTATIVES

Following an Inspection Tour
October 14 to November 23, 1955

Printed for the use of the Committee on Armed Services

UNITED STATES
GOVERNMENT PRINTING OFFICE
WASHINGTON : 1956

［プライス勧告］1956（昭和 31）年 6月 9日 米国下院軍事委員会特別分科委員会 0000030365

1956（昭和 31）年 6月 9日、米国下院軍事委員会特別分科委員会が沖縄統治に関する報告書を発表した。沖縄の戦略的重要性を強調し、軍用地の新規接収や地料の一括払いを認める内容。

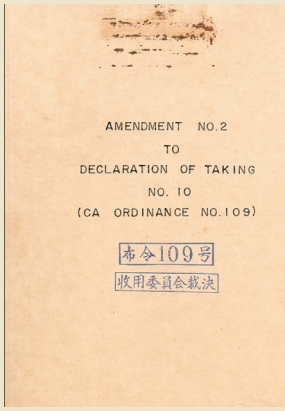

AMENDMENT NO.2
TO
DECLARATION OF TAKING
NO. 10
(CA ORDINANCE NO.109)

布令109号
収用委員会裁決

収用宣告書 布令109号 宜野湾村 収用委員会裁決 1956（昭和 31）年 12月 琉球政府軍用地関係事務所 R00047799B

米軍は民政府布令第109号「土地収用令」に基づいて、地主の同意とは無関係に土地接収を強行した。

軍用接収地 宜野湾伊佐浜「金は一年土地は万年」の幟 1955（昭 30）年 7 月 琉球政府写真 0000041412（012099）

軍用地四原則貫徹住民大会各市町村単位で開催 1956（昭和 31）年 6 月 20 日 琉球政府写真 0000041440（044255）

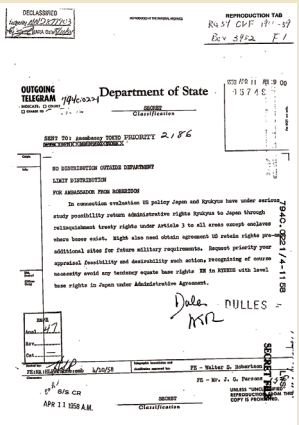

DECLASSIFIED
REPRODUCTION TAB
Department of State
OUTGOING TELEGRAM
SECRET
Classification
SENT TO: embassy TOKYO PRIORITY 2186
NO DISTRIBUTION OUTSIDE DEPARTMENT
LIMIT DISTRIBUTION
FOR AMBASSADOR FROM ROBERTSON
In connection evaluation US policy Japan and Ryukyus have under serious study possibility return administrative rights Ryukyus to Japan through relinquishment treaty rights under Article 3 to all areas except enclaves where bases exist. Might also need obtain agreement US retain rights pre-emption additional sites for future military requirements. Request priority your appraisal feasibility and desirability such action, recognizing of course necessity avoid any tendency equate base rights BN in NYKEES with Israel base rights in Japan under Administrative Agreement.
Dulles
DULLES
794C.0221/4-1158
SECRET
Classification

Memo for Dulles from Robertson, 794C.0221/4.1158 1958（昭和 33）年 4 月 11 日 米国務省文書 U90006116B

島ぐるみ闘争の後、アメリカ政府は「飛び地」に基地を集合・統合して施政権を返還することを検討していた。

『今日の琉球』第1巻第1号
1957(昭和32)年10月 米国民政府広報局 U00001261B

1957（昭和32）年10月から住民向けに発行した月間広報誌。ニュースを中心にした構成で、琉米文化会館等で無料配布された。

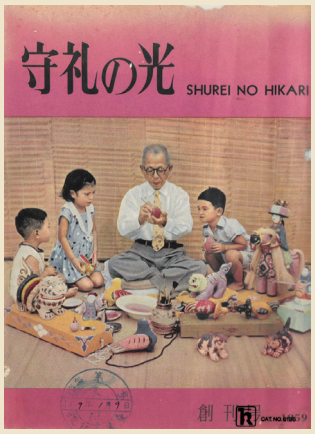

『守礼の光』創刊号 1959(昭和34)年1月 高等弁務官府広報局
U00000290B

1959（昭和34）年1月から発行した月刊広報誌。主に沖縄の文化や米国の歴史などが紹介された。

2.〈民主主義のショーウィンドー〉

アメリカは、戦争の教訓から、戦後は軍国主義日本を非武装・民主国家にすることを基本目標にしました。その方針に基づいて、日本本土では、〈婦人参政権付与〉〈労働組合法の制定〉〈教育制度改革〉など民主化政策を実行しました。沖縄でも効果的な基地運用のためには、地元の協力だけでなく、日本を含めた国際社会の理解が不可欠でした。そのために、沖縄を〈民主主義のショーウィンドー〉にしようとしました。

ただし、1950（昭和25）年に出された沖縄統治の基本方針「琉球列島米国民政府に関する指令」に明記されているように、米国は「軍事的必要の許す範囲」において「民主主義の原則により設立された立法、行政、司法の機関による自治」を促進することとなっていました。沖縄における民主化政策には始めから制約があったのです。

佐敷村兼久区へ高等弁務官資金贈呈
1971(昭和46)年6月4日 USCAR写真
0000029960（21-11-3）

羽地村仲尾次区電気水道農道落成式
1963(昭和38)年1月24日 琉球政府写真
0000041404 (000729)

1957（昭和32）年に高等弁務官制が敷かれてからは、高等弁務官資金を使って水道敷設、公民館建設、運動場整備などの工事資金も拠出された。しかし、弁務官資金は政治的に利用されることも多く、一部住民から批判の声が聞かれた。

3. 軍事優先政策の弊害

米軍統治下の琉球政府は三権分立の形をとっていましたが、「軍事的必要の許す範囲」でのものでした。例えば、琉球政府の長である行政主席は1968年までは公選ではなく、民政副長官（のちの高等弁務官）による任命制でした。また、立法院（琉球政府の立法機関）は、米国民政府の発する布令・布告などに抵触しない範囲でしか法律を制定することができませんでした。さらに、米兵の犯罪は軍法会議で扱われ、琉球政府裁判所は関与することができませんでした。住民同士の事件でも、米軍支配に大きな影響のある事件は、地元の裁判所から米国民政府裁判所に移送されました。そして、米当局を批判するような出版物を禁止したり、「好ましからざる人物」の渡航を拒否したりするなどの措置がとられることもしばしばでした。住民は次第にこのような軍事優先の政策や制度に不満を募らせていきます。

松岡政保行政主席視察
読谷村親志小型トレーラー落下事件現場 1965（昭和40）年6月12日 琉球政府写真 0000041416(016667)

1963（昭和38）年2月、上山中1年生国場秀夫君が青信号を確認して横断したところ、海兵隊所属の大型トラックが信号を無視して突っ込み、死亡させた事故。「背後からの太陽の反射で標識が見えなかった」として軍法会議で無罪となった。

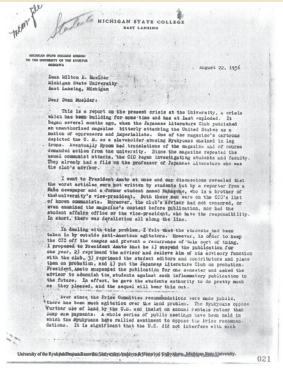
MICHIGAN STATE COLLEGE
EAST LANSING

August 20, 1956

Dean Milton A. Mueller
University of Ryukyu
East Lansing, Michigan

Dear Dean Mueller:

This is a report on the present crisis at the University, a crisis which has been building for some time and has at last exploded. It began several months ago, when the Japanesa literature club published an unsolicited magazine bitterly attacking the United States as a nation of oppressors and imperialists. One of the magazine's cartoons showed a GI with a Japanese woman attacking Okinawan market in leg irons. Eventually from ten thousand copies of the magazine out of course demanded action from the university. Some students demanded action against usual communist attacks, the CIC began investigating students and faculty. They already had a file on the professor of Japanese literature who was the club's adviser.

I sent to President Jacobs at once and our discussions revealed that the worst articles were not written by students but by a reporter from a Naha newspaper and a former student named Nakamura, who is a brother of a known communist organizer. Both these men were on the CIC's list of known communist agitators. The club's adviser had not resigned, or even examined the magazine before it was published. Nor had the student affairs office or the vice-president, who have the responsibility. In short, there was dereliction all along the line.

In dealing with this problem, I felt that the university has been taken to by outside anti-American agitators. However, in order to keep the CIC off the campus and prevent a recurrence of this sort of thing, I proposed to President Jacobs that he 1) suspend the publication for one year, 2) reprimand the artist and deliver him of his advisory function with the club, 3) reprimand the student editors and contributors and place them on probation, 4) reprimand the student affairs and contributors and place them on probation, 5) reprimand the vice-president. President Jacobs suspended the publication for one semester and asked the adviser to admonish the students against such inflammatory publication in the future. In effect, he gave the students authority to do pretty much as they pleased, and the sequel will bear this out.

Ever since the first Committee recommendation were made public, there has been much agitation over the land problem. The Syngmanee opposes further use of land by the U.S. and instead on annual rentals rather than one payment. A whole series of public meetings have been held in Okinawa and Japan, and the Japanese Diet has passed a special resolution against. It is significant that the U.S. did not interfere with such

University of the Ryukyuhttpsrc.Rcmc.Ryukyu Japanese & Ryukyu Collection, Michigan State University

021

「ミード報告」1956(昭和31)年8月22日 ミシガン州立大学文書
0000074832

「島ぐるみ闘争」に参加した琉大学生の琉大学生の退学処分を米軍当局が強硬に迫り、ついには大学存廃の危機に至るにおよんで琉大理事会はその要求を容れた。

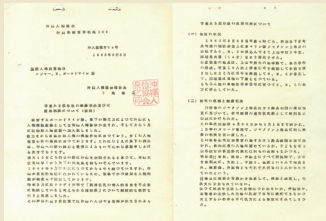

学童れき殺事故の無罪判決並びに渡航制限について（提訴）1963（昭和38）年
平良幸市文書 0000061857

［上山中学生轢殺事故無罪判決に対する県民抗議大会］1963（昭和38）年5月琉球政府写真 0000045947 (057603)

Ⅳ. 復帰運動

戦後すぐの沖縄では〈帰属問題〉、つまり日本へ復帰すべきか、独立すべきか、それとも国連の信託統治下におかれるべきかについてさまざまな議論が交わされました。やがてアメリカによる長期支配が確定して軍事優先の政策がとられるようになると、世論の大半は独立や信託統治ではなく、日本への復帰を唱えるようになりました。また、講和条約でもたらされた、日本にもアメリカにも属さないというあいまいな地位も住民を復帰へとかりたてる要因になりました。

しかし、米軍は当初、基地機能の維持と施政権の保持は不可分と考えていたため、日本復帰運動はアメリカの施政権に対する挑戦ととらえ、厳しく弾圧しました。米軍が施政権を盾に強権的な政策を行えば行うほど、住民が日本復帰を求める声は高まっていきました。やがてアメリカ政府は、沖縄政策の見直しを余儀なくされます。

ここでは、復帰運動の高まりとアメリカによる政策変更、その過程で形成されていった住民の復帰に対する考え方などを紹介します。

1. あいまいな地位

アメリカ施政権下の沖縄の地位はあいまいなものでした。

アメリカは琉球列島が日本の領土であり、琉球住民の国籍が日本にあることは否定していませんでした。しかし、琉球諸島への出入りは、米軍によって厳しく管理されており、琉球住民が日本本土へ渡航する際にはパスポートが必要でした。

また、沖縄の船舶は、掲揚すべき国旗がなかったため、「国際信号旗Ｄ旗」という旗を掲揚して航行していました。しかし国際的には通用せず、1962（昭和37）年４月、インドネシアのモロタイ島海域で操業中のマグロ漁船「第１球陽丸」が国籍不明を理由にインドネシア海軍から銃撃を受け、死傷者が出るという事件が発生しました。

その後、日米両国による交渉の結果、1967（昭和42）年７月からようやく日の丸の掲揚が認められるようになりました。

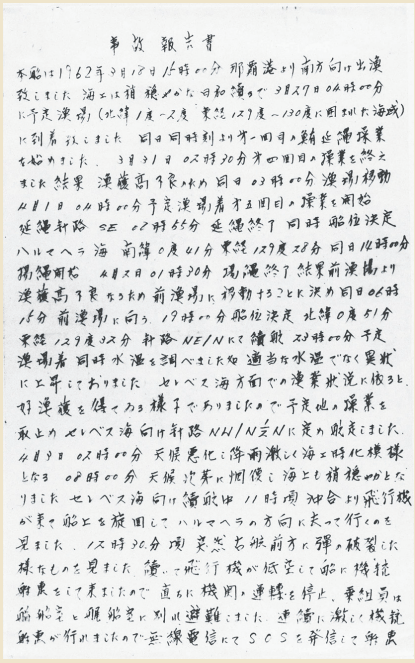

[Kyuyo Maru 報告書] 1962（昭和37）年 USCAR 公安局文書 0000084807

1962（昭和37）年４月、インドネシアモロタイ島沖の公海上で操業中のマグロ漁船第一球陽丸がインドネシア軍から銃撃を受け、乗組員１人が死亡、３人が重軽傷を負った。

この事件を契機に、船舶の日の丸掲揚が問題化し、1967（昭和42）年から三角旗のついた日の丸が掲げられるようになった。

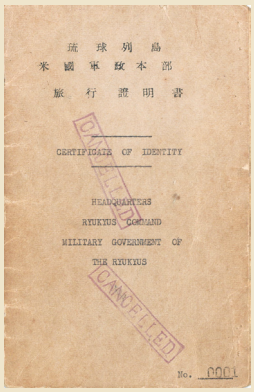

琉球列島米国軍政府が最初に発行した旅行証明書（比嘉善雄氏のパスポート）
1948（昭和23）年７月28日
比嘉國郎 0000010120

パスポートは必要だったが、本土に渡りさえすれば、〈日本国民〉としての全ての権利が回復され、選挙権も与えられた。

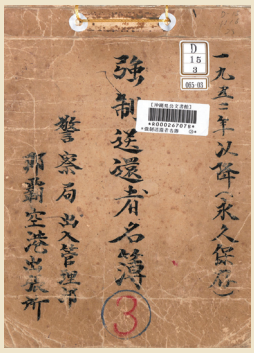

強制送還者名簿 1952（昭和27）年～1964（昭和39）年
出入域管理事務所 R00026707B

出入管理部 パスポートを確認する職員
1961（昭和36）年６月29日
琉球政府写真　0000041444（049075）

全琉船舶に新船舶旗掲揚
1967（昭和42）年７月１日
琉球政府写真 0000041421（024392）

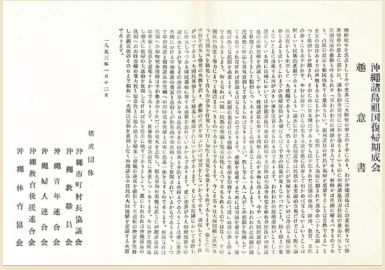

沖縄諸島祖国復帰期成会趣意書 1953（昭和 28）年 1 月 沖縄市町村長協議会
T00015439B

1953（昭和 28）年 11 月、沖縄教職員会、沖青協など 23 団体が参加して結成された超党派の復帰運動推進母体。会長として屋良朝苗沖縄教職員会会長を選任した。

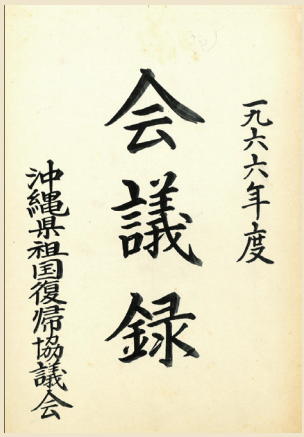

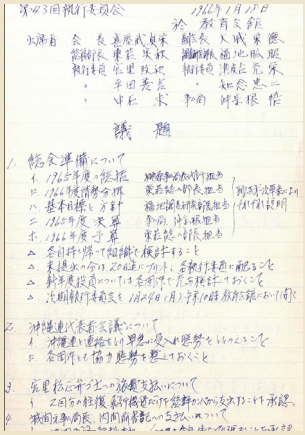

復帰協 会議録 1966（昭和 41）年 復帰協文書
R10000372B

祖国復帰大行進団
1965（昭和 40）年 4 月 27 日
琉球政府写真
0000041416
（016647）

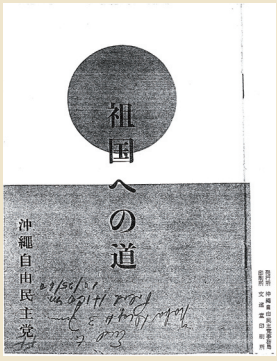

立法院選挙に向けて作成されたパンフレット。「*戦争に敗れた祖国の犠牲となり、米国の統治に服する運命を背負って、これを喜ぶものは一人もいないし、誰だって、一日も早く祖国と一体になることを願わない者はいない筈である。祖国復帰は、われわれの民族的本能に由来する自然の欲求である。*」
（本文から抜粋）

「祖国への道」沖縄自由民主党
1960（昭和 35）年 米国務省文書
U90006002B

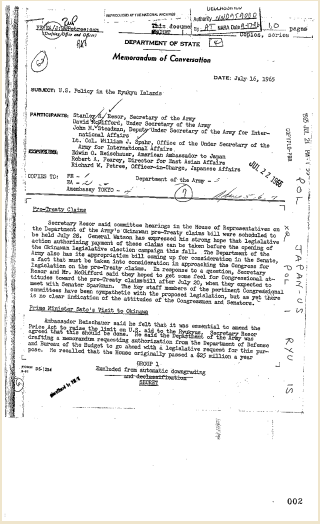

DEPARTMENT OF STATE

Memorandum of Conversation

DATE: July 16, 1965

SUBJECT: U.S. Policy in the Ryukyu Islands

PARTICIPANTS: Stanley R. Resor, Secretary of the Army
Curtis Wohlfeiler, Under Secretary of the Army
John M. Vieshman, Deputy Under Secretary of the Army for International Affairs
Lt. Col. William C. Spohr, Office of the Under Secretary of the Army for International Affairs
Robert A. Fearey, American Ambassador to Japan
Robert A. Fearey, Director for East Asian Affairs
Richard W. Petree, Officer-in-Charge, Japanese Affairs

COPIES TO: FE - 2
EA - 2
Embassy TOKYO - 1

Department of the Army - 1

Pre-Treaty Claims

Secretary Resor said committee hearings in the House of Representatives on the Department of the Army's Ordnance pre-Treaty claims bill were scheduled to be held July 28. General Resor expressed his strong hope that legislative action authorizing payment of these claims can be taken before the opening of the Ostrogan legislative election campaign in Okinawa. The Department of the Army also has its appropriation bill coming up for consideration in the Senate, a fact that must be taken into consideration. It was agreed that the Congress for Resolution on the pre-Treaty claims. In response to a question, Secretary Wohlfeiler said they hoped to get some feel for the Congressional attitude toward the pre-Treaty claims bill on July 20, when they expected to meet with Senator Symington and key staff members of the pertinent Congressional committees have been sympathetic to the proposed legislation, but as yet there is no clear indication of the attitudes of the Congressmen and Senators.

Prime Minister Sato's Visit to Okinawa

Ambassador Ketchum said he felt that it was essential to amend the Prime Ad Hoc Group Chairman, Mr. Vieshman, said the Department, Secretary Resor drafting a memorandum requesting authorization from the Department of Defense and Bureau of the Budget to go ahead with a legislative request for this purpose. It resulted that the House originally passed a $60 million a year

GROUP 1
Excluded from automatic downgrading and declassification
SECRET

002

US Policy Toward the Ryukyu Islands 1965（昭和 40）年 7 月 16 日
国家安全保障文書館 U90005149B

アメリカ政府は、1965（昭和 40）年 11 月に予定されていた立法院議員選挙において親米派の民主党が勝利するよう米諜報機関 CIA の工作資金を投入する計画を立てていた。

2.〈祖国への道〉

1952（昭和 27）年の講和条約で沖縄が日本本土から切り離されることが明らかになると、日本への復帰運動が高まりました。1953（昭和 28）年 1 月には沖縄教職員会や沖縄県青年団協議会など 23 団体が参加して全島的な「沖縄諸島祖国復帰期成会」が結成されました。しかし、この運動は、米軍当局からの強い圧力にあい、やがて自然消滅しました。

こうして一時沈滞した復帰運動でしたが、1950 年代後半に軍用地問題に端を発した〈島ぐるみ闘争〉が起こると、運動は再び息を吹き返しました。1960（昭和 35）年 4 月には、教職員会、労働組合、政党、PTA、遺族連合会など幅広い団体が参加して、「沖縄県祖国復帰協議会」（復帰協）が結成され、運動の中心を担いました。この頃からはまた、賃金水準、税制、社会保障制度などでの本土との格差是正の観点から復帰のメリットを強調する傾向も強まっていきました。

4 月 28 日沖縄デー 祖国復帰県民総決起大会
1962（昭和 37）年 4 月 29 日 宮城悦二郎写真 15-050

3. さまざまな復帰論

1950 年代後半の島ぐるみ闘争において住民の不満の強さを目の当たりにした米軍当局は、それまでの統治政策を軌道修正しました。軍用地料の一括払いの断念のほか、外資導入促進のためのドル切り替え、日本政府からの技術援助の導入、西表島の日米共同開発など、本土との格差是正のための措置に積極的に取り組んでいきました。

そのような流れの中、当時、長年沖縄の政権を握っていた沖縄自由民主党は、復帰を唱える前に、種々の障害を取り除くことが先決だとして、〈自治の拡大〉〈渡航制限の撤廃〉〈日本政府援助の拡大〉などを一つ一つ実績を積み重ねながら「祖国との実質的な一体化」を達成することを方針として打ちだしました。一方、〈日の丸掲揚〉〈渡航制限の撤廃〉〈主席公選の実現〉〈国政参加〉などを掲げて運動を推進していた野党は、「現状を肯定するもの」として与党を批判しました。このように、復帰運動のあり方をめぐっては住民の間で意見の対立も見られました。

V. 日米による沖縄返還交渉

日本政府にとって、明治以来自国の領土の一部であった沖縄の返還を実現するというのは、講和条約締結直後からの課題でした。交渉議題としての提案を度々試みますが、逆にアメリカ政府から「沖縄を返せというのなら日本は極東の安全保障にもっと貢献せよ」と迫られ、防衛力増強にコミットできない日本政府は、沖縄問題に触れることを避けざるを得ませんでした。

しかし、沖縄での復帰運動の高まりを受けて、1960 年代に入ると、日米関係の安定、ひいては極東全体の安定のためには沖縄問題は避けて通れないとの認識を日米両政府が持ち始めるようになります。アメリカ政府は 1966（昭和 41）年までには、沖縄問題をこのまま放置すると、近い将来基地機能が維持できなくなるとの危機感を持ち、検討を始めました。その結果、基地機能を損なわないことを条件に施政権の返還は可能との結論が出されました。アメリカ政府にとって沖縄返還は、「すべきかどうか」ではなく、「いつ」「どのように」という課題に変わっていきました。

ここでは、現在の沖縄の基地問題にも通じる、日米両政府による返還交渉の内実に迫ります。

1. 交渉の始まり

1962（昭和37）年3月、ケネディ大統領は「琉球は日本の一部」と明言し、〈沖縄新政策〉を発表しました。1964（昭和39）年4月には「日米協議委員会」「日米琉技術委員会」が設置され、日本と沖縄との「一体化」政策が推し進められました。こうして、高度経済成長を背景に沖縄に対する日本政府の関与が深まるつれて、沖縄問題は日米間の重要な議題となっていきました。1965（昭和40）年8月には、戦後初めて現役首相として沖縄を訪問した佐藤首相は、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって戦後は終わっていない」と演説しました。

沖縄返還を本格的に検討し始めたアメリカ政府は、1966（昭和41）年までに基地機能の確保を条件に施政権返還に応じることは可能との結論を出しました。そしてついに、1967（昭和42）年11月の日米首脳会談において、両3年以内に返還の時期について決定することが合意され、沖縄返還は現実のものとなりました。

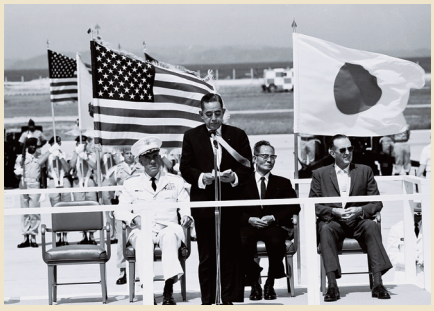

佐藤栄作総理大臣来沖［あいさつ］
1965（昭和40）年8月19日
琉球政府写真
0000041451
（055655）

佐藤栄作総理大臣来沖［抗議］
1965（昭和40）年8月19日
琉球政府写真
0000041451
（055646）

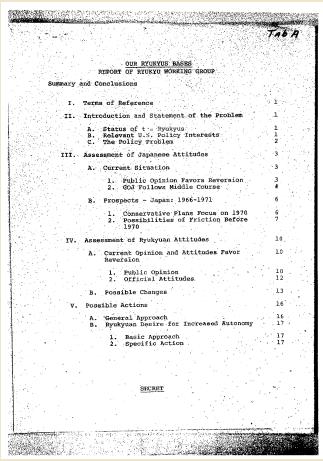

Tab A

OUR RYUKYUS BASES
REPORT OF RYUKYU WORKING GROUP

Summary and Conclusions

I. Terms of Reference 1
II. Introduction and Statement of the Problem 1
A. Status of the Ryukyus 1
B. Relevant U.S. Policy Interests 1
C. The Policy Problem 2
III. Assessment of Japanese Attitudes 3
A. Current Situation 3
1. Public Opinion Favors Reversion 3
2. GOJ Follows Middle Course 4
B. Prospects - Japan: 1966-1971 6
1. Conservative Plans Focus on 1970 6
2. Possibilities of Friction Before 1970 7
IV. Assessment of Ryukyuan Attitudes 10
A. Current Opinion and Attitudes Favor Reversion 10
1. Public Opinion 10
2. Official Attitudes 12
B. Possible Changes 13
V. Possible Actions 16
A. General Approach 16
B. Ryukyuan Desire for Increased Autonomy 17
1. Basic Approach 17
2. Specific Action 17

SECRET

アメリカ政府内の極東担当省庁間地域グループに設置された琉球作業班による沖縄の米軍基地に関する研究。

［Our Ryukyus Bases］1966（昭和 41）年 9 月 5 日 USCAR 渉外局文書 U81101273B

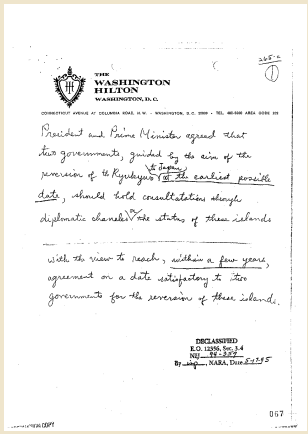

THE WASHINGTON HILTON
WASHINGTON, D.C.

President and Prime Minister agreed that these governments, guided by the aim of the reversion of the Ryukyus to Japan at the earliest possible date, should hold consultations through diplomatic channels on the status of these islands

with the view to reach, within a few years, agreement on a date satisfactory to these governments for the reversion of these islands.

DECLASSIFIED
E.O. 12356, Sec. 3.4
NLJ 98-289
By NARA, Date 5/15/5

067

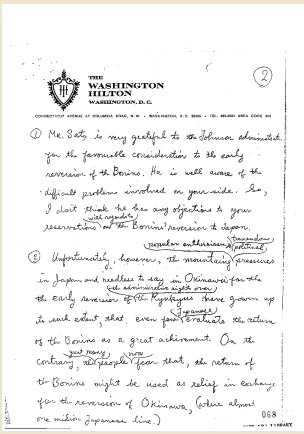

THE WASHINGTON HILTON
WASHINGTON, D.C.

Mr. Sato is very grateful to the Johnson administration for the favorable consideration to the early reversion of the Bonins. He is well aware of the difficult problem involved on your side. He, I don't think, has any objections to your reservations (with regards) on the Bonins' reversion to Japan, because extraordinary pressures in Japan and needless to say in Okinawa for the early reversion of the Ryukyuan have grown up to such extent that, even (Japanese) Graduate the return of the Bonins as a great achievement. On the contrary, (very many) people fear that, the return of the Bonins might be used as relief in exchange for the reversion of Okinawa, (which almost one million Japanese live.)

068

［若泉敬からロストウ大統領特別補佐官宛手書きメモ］1967（昭和42）年11月12日
ジョンソン大統領文書 0000073624

佐藤首相の密使としてアメリカ政府との交渉にあたった若泉敬（当時京都産業大学教授）によるメモ。佐藤・ジョンソン会談に向けた最終的な根回しが行われた。

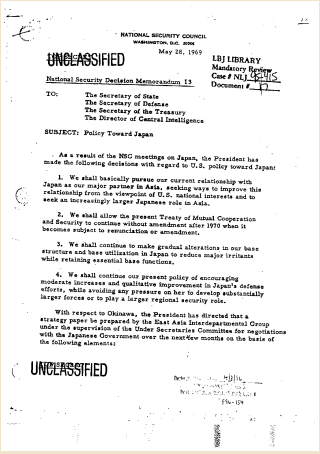

NATIONAL SECURITY COUNCIL
WASHINGTON, D.C. 20506
May 28, 1969

UNCLASSIFIED

LBJ LIBRARY
Mandatory Review
Case # NLJ 92-115
Document # 1

National Security Decision Memorandum 13

TO: The Secretary of State
The Secretary of Defense
The Secretary of the Treasury
The Director of Central Intelligence

SUBJECT: Policy Toward Japan

As a result of the NSC meetings on Japan, the President has made the following decisions with regard to U.S. policy toward Japan:

1. We shall basically pursue our current relationship with Japan as our major partner in Asia, seeking ways to improve this relationship from the viewpoint of U.S. national interests and to seek an increasingly larger Japanese role in Asia.

2. We shall allow the present Treaty of Mutual Cooperation and Security to continue without amendment after 1970 when it becomes subject to renunciation or amendment.

3. We shall continue to make gradual alterations in our base structure and base utilization in Japan to reduce major irritants while retaining essential base functions.

4. We shall continue our present policy of encouraging moderate increases and qualitative improvement in Japan's defense efforts, while avoiding any pressure on her to develop substantially larger forces or to play a larger regional security role.

With respect to Okinawa, the President has directed that a strategy paper be prepared by the East Asia Interdepartmental Group under the supervision of the Under Secretaries Committee for negotiations with the Japanese Government over the next few months on the basis of the following elements:

UNCLASSIFIED

［国家安全保障決定メモランダム第 13 号（NSDM-13）］1969（昭和 44）年 5 月 28 日 オフラハーティ文書 U90007004B

沖縄返還交渉におけるアメリカ政府基本方針。日本における米軍の行動の自由が最大限に確保されることを条件に、沖縄返還に合意する、また、交渉の最終段階において、緊急時の核貯蔵と通過権を保持できれば、核兵器を沖縄から撤去してもよいとして、交渉上の駆け引きの最大化を狙っている。

2. *1969年－米側の交渉戦略*

1969（昭和44）年6月、ワシントンで沖縄返還の日米交渉が正式に始まり、11月に予定されていた日米首脳会談での最終合意を目指しました。その際、最も難航したのが、有事の際の〈基地の自由使用〉〈核兵器の再持込み〉と返還に伴う〈財政補償〉でした。軍事的側面では、アメリカ政府は早々と核兵器撤去の決定をしていながら、交渉の最終段階までその〈切り札〉を使って、日本政府から譲歩を引き出していました。結果として、基地の自由使用は共同声明と同日に行われた佐藤首相による「一方的な声明」、核の再持ち込みは、秘密合意議事録という形で結実することになりました。また、財政的な側面についても、アメリカは返還によって財政的な負担を負うようでは米国民や議会の承諾が得られないと主張して、日本側に相当額の負担を強いました。

［沖縄返還交渉戦略文書］1969（昭和 44）年 7 月 3 日 オフラハーティ文書 U090007004B

NSDM-13 において明確にされた沖縄返還交渉に関する戦略を整理した文書。アメリカの交渉戦略は、核兵器と通常兵器に関する権利、そして財政や防衛義務などに関するの日本のコミットメントを引き出すことの 2 点に絞られたことがわる。

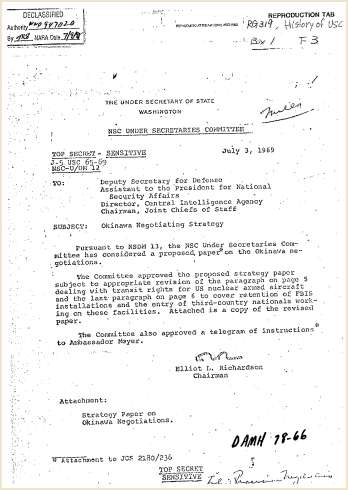

DECLASSIFIED
Authority NND 970020
By NARA Date 7/98

REPRODUCTION TAB
RG319, History of USC
Box 1 F3

THE UNDER SECRETARY OF STATE
WASHINGTON

NSC UNDER SECRETARIES COMMITTEE

TOP SECRET - SENSITIVE
July 3, 1969

TO: Deputy Secretary for Defense
Assistant to the President for National Security Affairs
Director, Central Intelligence Agency
Chairman, Joint Chiefs of Staff

SUBJECT: Okinawa Negotiating Strategy

Pursuant to NSDM 13, the NSC Under Secretaries Committee has considered a proposed paper on the Okinawa negotiations.

The Committee approved the proposed strategy paper subject to appropriate revision of the paragraph on page 5 dealing with transit rights for US nuclear armed aircraft and the last paragraph on page 6 to cover retention of FDIB installations and the entry of third-country nationals working on those facilities. Attached is a copy of the revised paper.

The Committee also approved a telegram of instructions to Ambassador Meyer.

Elliot L. Richardson
Chairman

Attachment:
Strategy Paper on Okinawa Negotiations.

DAMH 78-66

W Attachment to JCS 2180/234

TOP SECRET
SENSITIVE

屋良朝苗主席、日米共同声明に対する声明を発表 1969（昭和 44）年 11 月 22 日 琉球政府写真 0000041429（034604）

3. 財政交渉

沖縄返還交渉が本格化した頃、アメリカはベトナム戦争の出費にあえいでおり、沖縄返還にかかる一切の経費は日本政府が負担すべきだと主張していました。一方、当時、貿易黒字で経済収支が好調だった日本政府にとっては、国民に「沖縄をカネで買い戻した」という印象をもたれないようにする必要がありました。交渉は難航しましたが、最終的に日本政府が 3 億 2 千万ドルを支払うとして、「沖縄返還協定」が公式に結ばれました。しかし、実際には、米軍が自発的に払うとされていた軍用地の原状回復費 400 万ドルや短波放送局ヴォイス・オブ・アメリカ（VOA）の国外移転費 1600 万ドルなどを日本側が負担することが秘密裏に合意されていました。

このいわゆる〈密約〉については、政府が設置した、有識者委員会の報告書（2010 年 3 月）で「広義の密約」と認定されました。

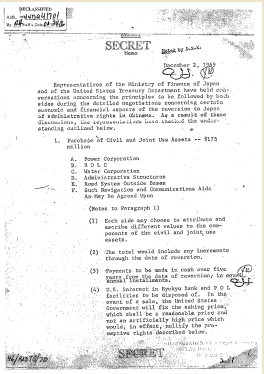

DECLASSIFIED
Authority NND 970101
By NARA, Date 12/8/98

SECRET
Memo

Noted by Nixon

December 2, 1969

Representatives of the Ministry of Finance of Japan and of the United States Treasury Department have held conversations concerning the principles to be followed by both sides during the detailed negotiations concerning certain economic and financial aspects of the reversion to Japan of administrative rights in Okinawa. As a result, the above mentioned representatives have reached the understanding contained below.

1. Purchase of Civil and Joint Use Assets -- $173 million

A. Power Corporation
B. G.R.L.C.
C. Water Corporation
D. Administrative Structures
E. Road System Outside Bases
F. Such Navigation and Communications Aids As May Be Agreed Upon

(Notes to Paragraph 1)

(1) Each side may choose to attribute and ascribe different values to the components of the civil and joint use assets.

(2) The total would include any increments through the date of reversion.

(3) Payments to be made in cash over five years (in installments).

(4) G.A. Interest in Ryukyu Bank and P.O.L. facilities to be disposed of. In the event of a sale, the United States Government will fix the asking price, which shall be a reasonable price and not an artificially high price which would, in effect, nullify the preemptive rights described below.

SECRET

［財政補償に関する柏木・ジューリック覚書］1969（昭和 44）年 12 月 2 日 USCAR 総務室文書 0000000793

「*軍の移転費、およびその他の返還に関連する費用――2 億ドル。（日本国政府は、2 億ドル相当を、合意した財貨およびサービスで準備するものとし、本合意書において特に決定していない限り、軍の移転費用および返還に起因するあらゆる合衆国予算を賄う目的で、返還の発効日から 5 年以内に、そのすべてを引き渡す。…中略…）*」

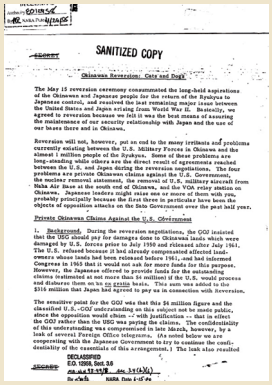

SECRET

SANITIZED COPY

Okinawa Reversion: Cats and Dogs

The May 15 reversion ceremony consummated the long-held aspirations of the Okinawan and Japanese people for the return of the Ryukyus to Japanese control, and resolved the last remaining major issue between the United States and Japan arising from World War II. Basically, we agreed to reversion because we felt it was the best means of assuring the maintenance of our security relationship with Japan and the use of our bases there and in Okinawa.

Reversion will not, however, put an end to the many irritants and problems currently existing between the U.S. Military Forces in Okinawa and the almost 1 million people of the Ryukyus. Some of these problems are long-standing while others are the direct result of agreements reached during the Okinawa reversion negotiations. The four major problems are private Okinawan claims against the U.S. Government, the nuclear removal statement, the reversion of U.S. military land from Naha Air Base at the south end of Okinawa, and the VOA relay station on Okinawa. Japanese leaders might raise one or more of them with you, probably principally because the first three in particular have been the objects of opposition attacks on the Sato Government over the past half year.

Private Okinawan Claims Against the U.S. Government

1. Background. During the reversion negotiations, the GOJ insisted that we provide funds for the payment of claims by Okinawan lands which were damaged by U.S. forces prior to July 1950 and released after July 1961. The U.S. refused because it had already compensated the former owners whose lands had been released before 1961, and had informed Congress in 1963 that it would not ask for more funds for this purpose. However, the Japanese offered to provide funds for the outstanding claims (estimated at not more than $4 million) if the U.S. would process and disburse them on an ex gratia basis. This sum was added to the $316 million that Japan had agreed to pay us in connection with Reversion.

The sensitive point for the GOJ was that this $4 million figure and the classified U.S.-GOJ understanding on this subject not be made public, since the opposition would claim -- with justification -- that in effect the GOJ was paying for what we were paying the claims. The confidentiality of this understanding was compromised in late March, however, by a leak of several Foreign Office documents. The facts noted below on are concerning with the Japanese Government trying to try to continue the confidentiality of the essentials of this arrangement. The leak also resulted

DECLASSIFIED
E.O. 12958, Sec. 3.5
NLJ-01-114, #3 (b)(3)
By dcb NARA Date 1-17-04

SECRET

［キッシンジャー大統領補佐官訪日用メモ］1972（昭和 47）年 6 月 ニクソン大統領文書 0000074401

国家安全保障会議が、1972（昭和 47）年 6 月のキッシンジャー大統領補佐官の訪日に備えて作成した内部文書。土地の原状回復費について、米政府が支払うべき補償費 400 万ドルは日本が肩代わりし、この金額は対米補償費 3 億 1,600 万ドルに追加されると明記されている。さらに、日本政府は密約の存在を一切否定し、米国側にも同様の対応を求めているが、米政府としては、議会やマスコミの追及があれば密約の存在を認めるつもりであることが記されている。密約の存在を暗示する〈状況証拠〉の一つ。